

感染症対策設備導入支援事業補助金

- ◆対面式の営業を行う際の遮蔽用、従業員間の濃厚接触を避けるための衝立やカーテン等を購入したい
- ◆ソーシャルディスタンス確保のため床表示を設置したい

など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入にかかる経費の一部を補助します

補助額

上限 **20万円** 下限 3 万円
補助率 3 / 4

対象者

令和2年4月18日以前から事業を営んでいる
納税地が世羅町である個人・法人で世羅町商工会の会員

対象経費

- ・対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費
- ・従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費
- ・ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費
- ・カウンター及びテーブルの改修費
- ・換気設備〔換気扇、空気清浄機（1台まで）、網戸等〕の購入及び整備費
- ・来客者の体温を測定するサーモカメラ（1台まで）、非接触型検温器（1台まで）の購入費等
- ・非接触型の給排水設備、噴霧器の購入費

対象期間

令和2年4月1日以降12月31日迄に支出した経費

受付期間

令和3年1月15日まで

申請書類

- 1 交付申請書、収支決算書、誓約書
- 2 経費の領収書等の写し、確認出来る写真等
- 3 町税の完納証明書
- 4 預金通帳の写し
- 5 確定申告書等（税務署の受付印等があるもの）

申請・お問合せは **世羅町商工会**

申込書は「まるせら」
<http://marusera.com>
からダウンロード

☎ 22-0529（担当：立田・濱崎・河村）